

さいたま市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和7年6月12日

さいたま市長

清水 芳 人

さいたま市規則第 8 9 号

さいたま市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防職員委員会に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度 <u>1 回以上</u> 開催するものとする。 2 ～ 6 [略]	(委員会の会議及び議事等) 第 9 条 委員会の会議は、毎年度の前半に <u>1 回開催</u> することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。 2 ～ 6 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。